

平成30年度 第3回 学長選考会議 議事要旨

日時 平成31年1月21日（月） 13:30～14:30

出席者 （学外）中尾委員、大平委員、陣内委員、
（学内）板橋委員、小坂委員、中村委員、原委員、渡委員、山下委員、
有馬委員

欠席者 （学外）井田委員、潮谷委員、戸上委員、山口委員

議事に先立ち、議長から、本会議は規定の出席を満たしているので成立する旨、平成30年度第1回（書面会議）と、第2回の議事要旨を確認いただき、意見等がある場合は1週間以内に総務課に申し出ていただきたい旨発言があった。

次いで、事務局から資料1に基づき、第2回会議における決定事項の確認があった。

【審議事項】

1 学長選考会議規則等の改正について

○資料2 学長候補者の選考に関する了解事項（改正案）について

事務局から資料2に基づき、説明があった。

- ・ 了解事項について、従前は申し合わせた事項を積み上げただけの形となっていた。第2回会議の決定事項の反映と合わせて類似事項を整理し、内容が実態とそぐわない点を改正して、現行の1～10の事項を5つにまとめる提案をする。
- ・ 改正案第3は現行の3・8・9番に記載されていた学長選考会議委員に関するものをまとめる。
- ・ 改正案第5は、現行の6番に「得票多数になるまで更に決選投票を行うものとする」とあるが、投票が終わらない可能性があることを考慮してこれを削除し、2項に学長選考会議がその都度定め、柔軟な対応が可能となるよう改正する。
- ・ 現行の第7に推薦者の資格として、満20歳以上の成人とすると募集公示に明記するとあったが、現在、成人年齢について法改正が行われており、また、学長選考規則様式第1号（その2）の推薦書の欄に年齢記入の欄がないので、不要とし、削除する。
- ・ 現行の第10の学長選考会議委員が学長候補適任者の推薦人になった場合の投票権については、投票を認めることと改めたので、削除する。

審議の結果、異議なく了承され、議長より、今後軽微な文言の整理等は議長に一任願いたい旨の発言があった。

○資料3 国立大学法人佐賀大学学長選考規則（改正案）について

事務局から資料3に基づき、説明があった。

- ・ 第7条2項の学長候補者の選考手続について、学長選考会議が必要と認めるときは、意向調査を実施「できる」とする。
- ・ 意向調査の簡素化を図り、別途意向調査の実施要項（改正案）により実施する

こととして、「意向調査管理委員会」を置く規程を削除し、代わりに資料4の意向調査実施要項を定める。

今回の学長選考においては、前回の会議で意向調査は「実施する」と決定したことを確認したうえで、実施の際には「選挙投票ではない」ことを意識づけ、調査方法は簡素化することを念頭に置くよう意見があった。

また、「附則」について、平成20年9月29日改正の役職名の変更に伴う改正の詳細は不要ではないかとの意見があり、今回の改正案としての表記は削除するとしううえで、審議することとなった。

審議の結果、基本改正案については異議なく了承され、議長より、今後軽微な文言の整理等は議長に一任願いたい旨、今後の作業により修正箇所が多くなる場合は次回会議で諮る旨の発言があった。

○資料4 国立大学法人佐賀大学意向調査実施要項（改正案）について

事務局から資料4に基づき、説明があった。

- ・ 元々は「意向調査管理委員会要項」であったものを、委員会の廃止に伴い大幅に変更し「意向調査実施要項」とする。
- ・ 学長選考会議が設置していた従前の意向調査管理委員会を廃止し、学長選考会議主体の下で、各部局等の意向調査実施担当者を選出して行うこととする。
- ・ 「意向調査イコール投票ではない」ことを明確にするため文言を見直す。
- ・ 不在者投票を廃止することにより、調査日を複数とすることも検討する。
- ・ 投票入場券を廃止し、名簿と職員証等による本人確認を行う。
- ・ 意向調査参加資格者について、資格そのものは変更せず備考を追加し明確にする。

これに対して委員の意見により以下の事項を確認した。

- ・ 調査票については、前もって個人に配布するのではなく、調査実施会場において配布する。
- ・ 調査実施会場については、複数個所で提出することがないように名簿で管理する。
- ・ 意向調査は学長選考会議の下で実施担当者を認めるという位置づけで実施する。
- ・ 意向調査実施担当者は、従前の意向調査管理委員会と同じではなく、事務作業の中で調査票の管理が担保できる人を想定する。
- ・ 調査票の集計については、学内の学長選考会議委員の立ち合いを考える。
- ・ 本人確認については、ネームプレートを削除し、職員証、健康保険証等身分を証明できるものとする。
- ・ 調査票提出率はデータとして出すが、判断は学長選考会議が行う。

審議の結果、意向調査の簡素化について全体的には了承され、議長より、今後軽微な文言の整理等は議長に一任願いたい旨、今後、調査にかかる具体的内容については、再度整理し、修正がある場合は次回会議で確認する旨の発言があった。

2 国立大学法人佐賀大学長に求める資質・能力、重点的取組（案）について
事務局から資料5に基づき、説明があった。

- ・ 前回の学長選考時からすでに4年近く経過しており、最近の国立大学に求められる観点等に代え提案するもの。
- ・ 前文については、現在取り組んでいる改革の方向性を踏まえて、佐賀大学が目指す姿を記載。
- ・ 求められる資質・能力については、変更なし。
- ・ 重点的取組（1）については、国から求められるものを踏まえて修正。
- ・ 重点的取組（3）については、COCの概念も生かしつつ、さらに発展させた社会貢献等の表現に修正。
- ・ 重点的取組（4）について、「グローバルな視点」に「多様性に富む」を追記。

審議の結果、全体的には了承され、前文の‘芸術的’の言葉と「」（括弧）を削除し、修正した（案）を再度確認することとなった。

3 学長選考会議スケジュール（案）について
事務局から資料6に基づき、説明があった。

- ・ 3月8日（金）の公示予定までにはスケジュール等を確定する必要がある。
- ・ 2月18日（月）予定の第4回学長選考会議は書面で実施する場合もある。
- ・ 6月24日（月）予定の学長選考会議の結果を学長選考会議議長が公表する日程について、前回までは決定日当日に記者会見を開催していたが、選考理由、選考過程を整理して公表する必要があるため、準備等の時間を考慮して、別日の6月26日（水）を提案する。
- ・ 公表は記者会見を実施するか、各社への資料配布により対応するかは、今後検討する。

審議の結果、スケジュール的には特に意見はなく、今後調整のうえ決定することとなった。

4 その他

意向調査ではなく他の評価方法を実施している大学があるか調査し、今後の参考としたいとの意見があった。